

水道メーターの検針にご協力を！

水道料金は、皆さまが使用した水量に応じてお支払いいただくこととなります。そのため、1カ月に1回、水道検針員が水道メーターの検針を行い、使用水量を元に水道料金を算出しています。

水道メーターボックス内の管理は、水道を使用されるご自身となりますので、円滑に検針ができるよう皆さまのご協力をお願いします。

ご自宅の水道メーターの状況は？



メーターボックスの上には、植木鉢など物を置かないようにしましょう。



メーターボックスの中は、常にきれいにしましょう。



犬は放し飼いにせず、メーターボックスから離れた場所につなぎましょう。

〈問い合わせ〉 環境対策課水道係 TEL (67) 3176

計量器定期検査のお知らせ

取引や証明に使用する計量器は、法律により2年に1回の定期検査を受けるよう義務付けられていますので、受検をお願いします。

日時・場所

9月19日(火) 午前10時～午後3時
9月20日(水) 午前10時～午後2時
※いずれも役場(地下1階車庫・倉庫)

※正午～午後1時は除く
■持参物

計量器(質量計など)、手数料(1台あたり500円～2,200円)

■検査対象計量器

- 商店などの商品の売買用
- 病院、薬局などで使用する調剤用
- 学校、病院、保育所などで使用する体重測定用
- 農協など流通物資の集荷、出荷用
- 宅配など運送業者などの貨物の運賃算出用
- 農業などの生産者が生産物などの売買用

〈問い合わせ〉

- 一般社団法人県計量協会
TEL 096(367)7816
- 県産業技術センター計量検定グループ
TEL 096(368)2101
- 企画観光課商工観光係
TEL (67) 1112

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」です

店舗などの所在を知らせるためや宣伝のための立看板、はり紙、のぼり、広告塔、屋上広告、壁面広告などの屋外広告物を設置する場合は、自己の土地、建物などであっても、原則として事前に許可を受ける必要があります。

また、地域ごとに、広告物の種類や表示できる面積、広告物の設置が禁止される物件などの基準がありますので、申請に際しては、「きちんとルールを確認する」、「まわりの景観への影響を考える」、「老朽化や破損などによる事故が起きないように定期的に点検を行う」などをお願いします。

〈問い合わせ〉

県北広域本部(阿蘇地域振興局) 土木部
TEL 0967(22) 1118

オリンピック・パラリンピックへメダルを届けよう

本村は、東京2020大会「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の理念に賛同し、都市鉱山メダル連携委員会へ入会しプロジェクトへ参加表明しました。

この事業はオリンピック史上初の試みで、使用済みの小型家電に含まれる有用資源等を利用してメダルを作成するものです。

皆さんが参加する方法は2通りです。使用済み携帯電話・パソコン・デジタルカメラなど、主に小型家電リサイクル法に基づく28品目をプロジェクト参加自治体(本村)で回収する方法と、使用済み携帯電話・スマートフォン・タブレットを全国ドコモショップで回収する方法です。

役場環境対策課に携帯電話・スマートフォン専用リサイクル回収ボックスを設置しますので、皆さんのご協力よろしくをお願いします。



〈問い合わせ〉

環境対策課環境保全係 TEL (67) 3176